

柏市災害時受援計画

令和3年（2021年）6月

柏 市

目次

第1章 総論	1
第1節 受援計画策定の趣旨	1
第2節 受援計画の位置付け	2
第3節 国・千葉県の動きを踏まえた受援体制	2
第4節 受援計画の適用	3
第2章 受援体制の整備	5
第3章 災害時の応援職員等の受入れ	8
第1節 応援受援担当者の役割	8
第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ	9
第4章 物的支援の受入れ	12
第1節 物的支援（物資供給）の概要	12
第2節 物的支援の確保	12
第3節 想定される物的支援	13
第4節 物的支援の受入れ手順	16
第5章 受援対象業務	17
第6章 応援団体別の受援体制	20
第7章 災害ボランティアの受入れ	27
第1節 柏市災害ボランティアセンターの開設	27
第2節 ボランティア等の受入れ	27
第8章 受援力向上に向けた長期的な取り組み	29
第1節 受援計画の見直し	29
第2節 民間事業者との協力関係づくり	29

第3節 災害対策本部体制等の訓練・研修等の実施.....	29
第9章 受援シート	30

第1章 総論

第1節 受援計画策定の趣旨

大規模災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、柏市としては膨大な災害応急対策業務や被災者支援等にも対応する必要がある。かつ、継続すべき通常業務にも対応する必要がある。そのためには、他の行政機関や民間企業、ボランティア等からの支援を最大限に活用し、市民生活への影響を最小限とすることが重要である。

過去に発生した東日本大震災や平成28年熊本地震等では、職員や庁舎等が被災し、行政機能が大幅に低下する状況が発生したことにより、被災地方公共団体だけでは十分な災害対応が困難になった一方で、広域的な受入れに対する運用方法や役割分担が明確に確立しておらず、外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない状況も発生した。

このような教訓を踏まえ、平成24年6月には災害対策基本法が改正され、市町村が円滑に外部からの応援を受けられることができるよう配慮することとされた。平成29年3月には、被災地方公共団体が災害時の応援受入れを円滑に行えるよう、内閣府の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定され、受援体制を効果的に機能させるためにあらかじめ定めておくものとして、災害時に必要な資源（人的資源・物的資源）の管理、受援を担当する組織の設置等が示された。また、同じく内閣府から「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和2年4月）」が策定され、受援計画の一例が示されている。

このような中、本市では、大規模な災害時の行政機能の継続性の確保に向け、令和2年3月に「柏市業務継続計画＜地震編＞」を策定し、災害発生後に実施すべき非常時優先業務の選定を行うとともに、当該業務に必要な人的・物的資源の分析を行ったところ外部からの応援が必要であることが明らかとなった。

以上の状況を踏まえ、本市で大規模災害が発生した場合に外部からの応援を円滑に受け入れることを目的として、「柏市災害時受援計画」（以下「計画」という。）を策定するものである。

第2節 受援計画の位置付け

受援計画は、柏市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の下位計画であり、柏市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）を補完する計画として位置付ける。

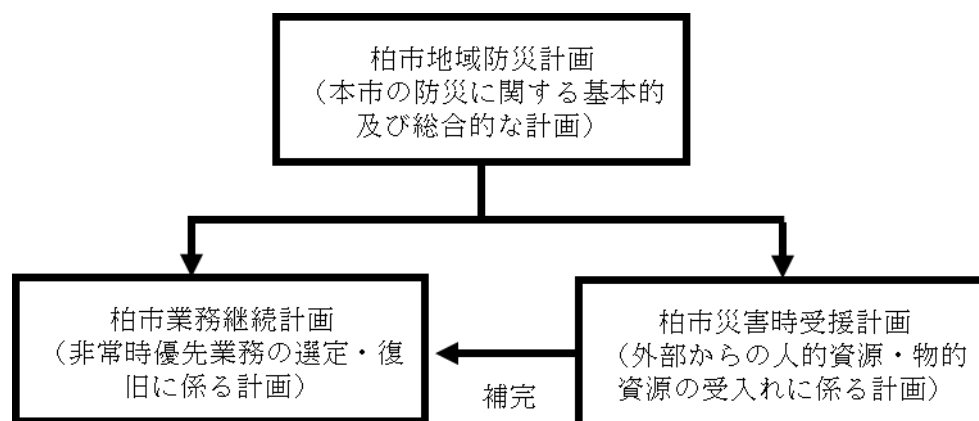


図 受援計画の位置付け

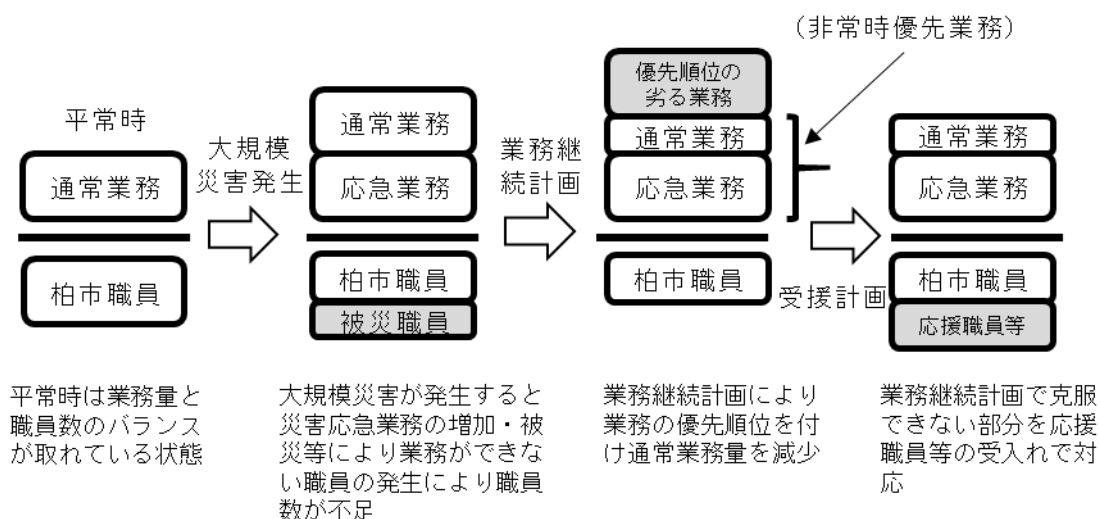


図 受援計画と業務継続計画の関係

受援対象となる業務は、業務継続計画で定める非常時優先業務及び継続が必要な通常業務のうち、各部局等が選定する本市職員が庁内で相互応援等の支援を行っても対応することができない業務を対象とする。

第3節 国・千葉県の動きを踏まえた受援体制

国が策定したガイドラインの中で、人的資源・物的支援における応援要請と応援受援の関係が示されている。そのため、本市においても、国や千葉県等からの人的資源・物的支援を円滑に受け入れるため、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づく国や千葉県の動きと整合性を図りながら、受援計画を運用していく。

表 受援に係る法的根拠等

種 別	要請先	要請内容	根拠法等
人的 支援	千葉県知事	応援の要求及び災害 応急対策の実施	災害対策基本法 第 6 8 条
		緊急消防援助隊の応 援要請	消防組織法第 4 4 条及び 4 5 条
		自衛隊への派遣要請	災害対策基本法 第 6 8 の 2 第 1 項
	他 市	応援の要求	災害対策基本法 第 6 7 の第 1 項
	災害時応援協定締結団体等	協定等に定める事項	各種災害時協定
物的 支援	千葉県知事	物資または資材の 供給	災害対策基本法 第 8 6 条 1 6 第 1 項
	災害時応援協定締結団体等	物資の供給	各種災害時協定

第 4 節 受援計画の適用

大規模災害発生時に人的資源・物的資源が不足する場合、受援計画を適用し、応援要請を行う等受援体制を確立する。

1 適用要件

- (1) 柏市地域防災計画で想定している大規模災害が発生し、本市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、災害対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合。

※ 応援の受入れに係る個別計画等（各部局等対応）を別途定めている場合は、当該計画等を優先する。

- (2) 上記に満たない災害であっても、本部長が特に必要と認めた場合。

2 受援想定期間

災害対応等により市内に混乱が予想される発災時から 1 か月を目安とし、可能な限り早期に応援の受入れを終了させることができるよう努める。しかし、災害規模や被災状況等によっては、必要に応じ、1 か月以降の応援受入れも想定する。

3 長期化への対応

大規模災害への対応は、被害が甚大かつ広範囲にわたることが想定され、復旧・復興への取組は長期化する場合が多い。また、多くの災害への対応のため、ほとんどの職員が発災から休みなく活動することになるため、職員の健康・安全面を考慮した対応が必要となる。

災害対策本部及び総務部応援受援窓口を中心に、各部局等は活動の長期化が見込まれた時点で、職員間のローテーションにより職員の健康管理を図りながら対応していく。応援に来た他自治体等の職員やボランティア（職員 O B , O G 含む）等に、市職員でカバーしきれない部分の対応を依頼することに理解を求める。また、

それに合わせ、業務の内容やこれまでの経緯等を把握している市職員が一度に入れ替わることがないように、業務の継続性を意識したローテーションを検討する。

4 外部からの応援種類別受入れ想定時期

外部からの応援の受入れ想定時期は災害規模、被災状況等にもよるが、おおむね下図のとおりである。

応援の種類		受入想定時期					
		発災から 3 時間程度	3 時間から 24 時間程度	24 時間から 72 時間程度	4 日目から 1 週間程度	1 週間から 1 ヶ月以内	1 ヶ月以上
人的 支援	警察・ 消防機関	←				→	
	自衛隊	←				→	
	医療機関	←				→	
	地方公共 団体			←			→
	協定締結 民間団体			←		→	
	ボランティ ア・NPO				←		→
物的 支援	国プッシ ュ型				←	→	
	千葉県		←			→	
	協定締結 民間団体			←		→	
	地方公共 団体			←		→	

図 外部団体からの受入れ想定時期

※国プッシュ型支援

大規模災害発生当初は、被災自治体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することが懸念されることから、被災自治体のみでは必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。このため、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する一連の支援のこと。

第2章 受援体制の整備

柏市における市内全体の応援受援担当者、各部署の応援受援担当者及び千葉県の体制については、下表のとおり。

柏市の各応援受援担当者

分類	業務名	区分	担当部署・職名・担当	連絡先(内線)
市内全体の 応援受 援担当者	応援 受援 窓口	責任者	総務部 人事課 課長	771-271
		応援受援 担当者	総務部 人事課 副参事，統括L	771-271, 272, 278
			総務部 人事課 人事担当	771-272, 278
各部署の 応援受援 担当者	災害マネ ジメント	責任者	総務部 防災安全課 課長	771-308
		応援受援 担当者	総務部 防災安全課 危機管理統 括・防災担当	771-307, 311
	避難所 運 営	責任者	・地域づくり推進部 地域支援課 (統括) スポーツ課 課長	771-360 771-259
			・市民生活部 (藤ヶ谷区民館) 沼南支所 支所長	775-801
			・都市部 (リフレッシュプラザ柏) 公園緑地課 課長	772-457
			・学校教育部 (各小中高等学校) 学校教育課 課長	775-960
			・生涯学習部 ○ (県立高校, 大学, 私立高校) 教育総務課 課長	775-891
			○ (青少年センター) 生涯学習課 課長	775-895
			○ (中央公民館) 中央公民館 館長	778-310
			・保健福祉部 (柏寿荘等) 高齢者支援課 課長	771-397
		応援受援 担当者	・地域づくり推進部 (統括) 地域支援課, スポーツ課 副参事	771-259
			・市民生活部 (藤ヶ谷区民館) 沼南支所 総務担当	775-803
			・都市部 (リフレッシュプラザ柏) 公園緑地課 総務担当	772-493

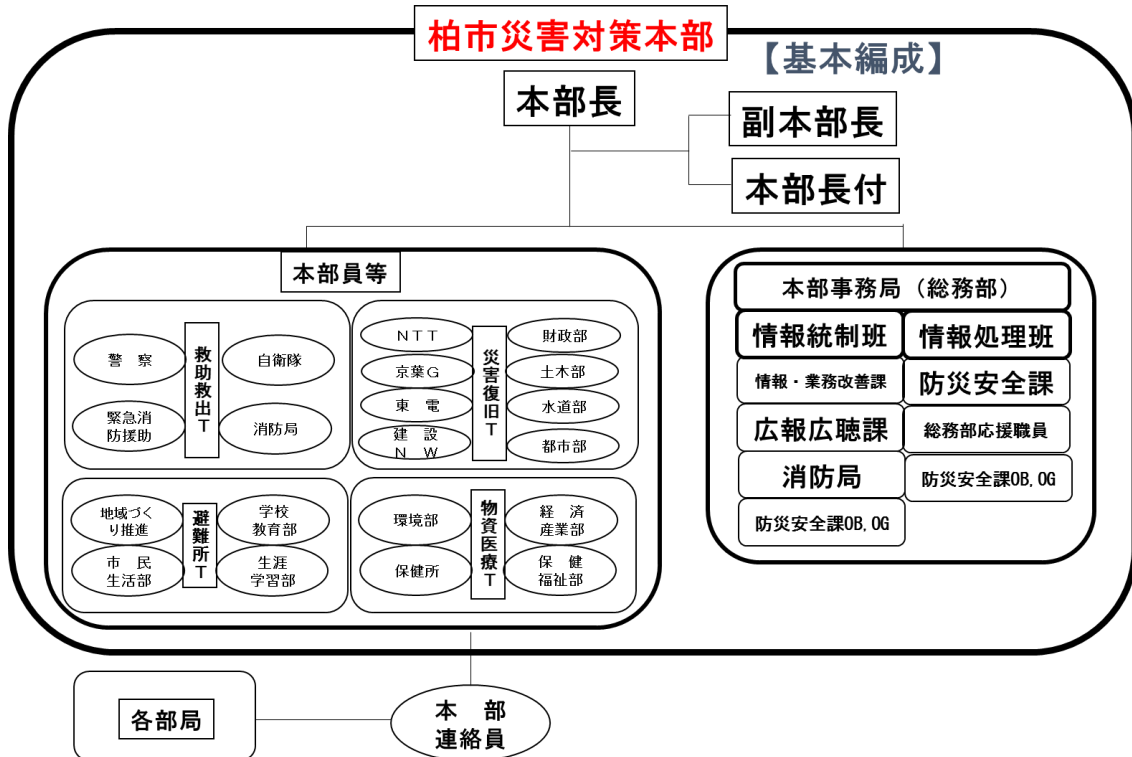
			・ 学校教育部（各小中高等学校） 学校教育部課 統括リーダー 児童生徒課 統括リーダー	775-849 775-854
			・ 生涯学習部 ○（県立高校，大学，私立高校） 教育総務課 総務企画担当	775-892
			○（青少年センター）生涯学習課 青少年育成担当	775-912
			○（中央公民館）中央公民館 管理・事業担当	778-314
			・ 保健福祉部（柏寿荘等） 高齢者支援課 いきがい施設担当 障害福祉課	771-454 771-116
	災 害 廃棄物 処 理	責任者	環境部廃棄物政策課	771-423
		応援受援 担当者	環境部廃棄物政策課 清掃施設整備 室 施設整備・災害廃棄物対策担当	771-529
	住家被 害認定 調 査	責任者	財政部資産税課 課長	771-340
		応援受援 担当者	財政部資産税課 家屋担当・土地担 当	771-342, 344
	罹 災 証明書 交 付	責任者	財政部資産税課 課長	771-340
		応援受援 担当者	財政部資産税課 庶務担当	771-341

千葉県の連絡窓口

分類	班名	区分	担当部署・役職	連絡先
千葉 県災害 対策本部	応援受援班	責任者	応援受援班長	043-223-2180
		受 援 担当者	応援受援班	043-223-2163 FAX043-222-5208

分類	班名	区分	担当部署・役職	連絡先
(平 常時) 千葉 県	防災政策課	責任者	政策室長	043-223-2180
		受 援 担当者	政策室（応援受援計画担当）	043-223-2163 FAX043-222-5208

【災害対策本部の編成】



第3章 災害時の応援職員等の受入れ

発災直後から復旧・復興の段階に至るまで、様々な分野・職種で人的支援が必要となる。

そのため、人的支援が必要となる業務を的確に把握し、速やかに応援の手続を行う必要がある。また、大規模災害発生時には、本市の要請を待たずに、千葉県から連絡員や応援職員が派遣される場合もあるため、人的支援の受入れ体制について、平常時から整備を進める必要がある。

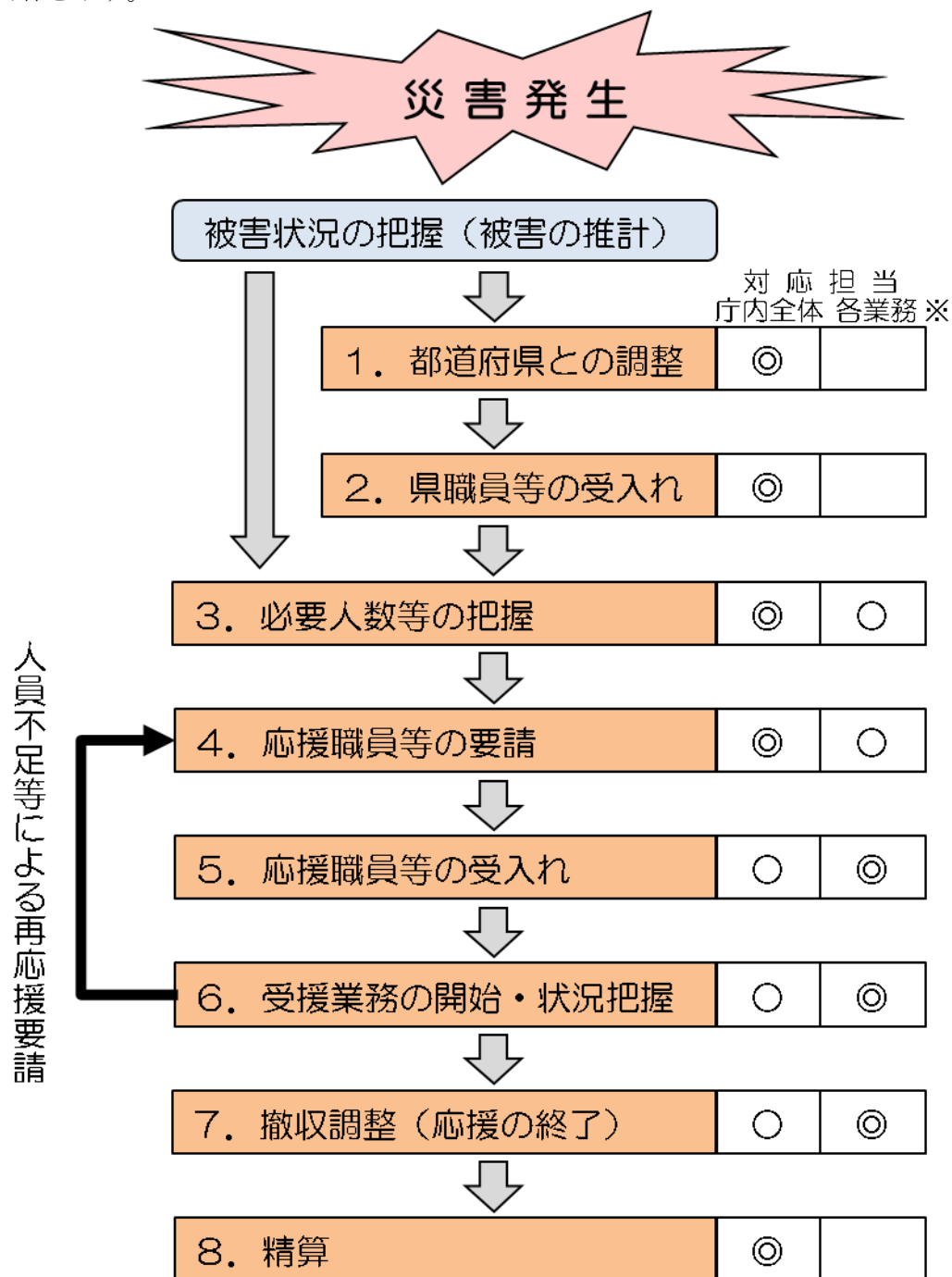
そこで、災害発生時に人的支援の受入れを円滑に実施するため、受援業務の応援要請・受入れの手順や受入れに係る役割分担を明確化する。

第1節 応援受援担当者の役割

	主な役割
庁内全体の 応援受援担当者	1 千葉県や応援職員等、派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること 2 各部局（業務）の応援受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること 3 各部局（業務）の人的応援の取りまとめに関すること 4 受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各部局（業務）の 応援受援担当者	1 庁内全体の応援受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること 2 各部局における応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害発生後の応援職員等の受入れの基本的な流れ及び各部局の主要な内容を示す。



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

※ ◎：当初（主）担当 ○：事後（副）担当

1 千葉県との調整【庁内全体】

- (1) 庁内全体の応援受援担当者は、被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、千葉県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- (2) 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、千葉県と調整の上、それらに関して知見のある都道府県職員や被災市区町村応援職員確保システムに基づいた総括支援チームの派遣を要請する。

2 県職員等の受入れ【庁内全体】

庁内全体の応援受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備（受援シートにより事前に整理）する。

3 必要人数等の把握【庁内全体（各部局）】

- (1) 庁内全体の応援受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各部局の応援受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。
- (2) 各部局の応援受援担当者は、受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」及び「柏市業務継続計画（地震編）」等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

4 応援職員等の要請【庁内全体（各部局）】

庁内全体の応援受援担当者は、各部局の応援受援担当者から報告があった、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、都道府県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各部局の応援受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。

5 応援職員等の受入れ【各部局（庁内全体）】

- (1) 各部局の応援受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シートで定めている執務スペース（活動拠点）、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- (2) 各部局の応援受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。
- (3) 各部局は、応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明（※）する。

【説明事項】

①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な資源の確保方法 ⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようにならなければならないのか）等

※ 様式1 「受援時における説明事項」

6 受援業務の開始・状況把握【各部局（庁内全体）】

- (1) 各部局の応援受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- (2) 各部局の応援受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- (3) 庁内全体の応援受援担当者は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

7 撤収調整（応援の終了）【各部局（庁内全体）】

各部局の応援受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。

応援の終了を決定する場合は、庁内全体の応援受援担当者と情報共有する。

8 精算【庁内全体】

都道府県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

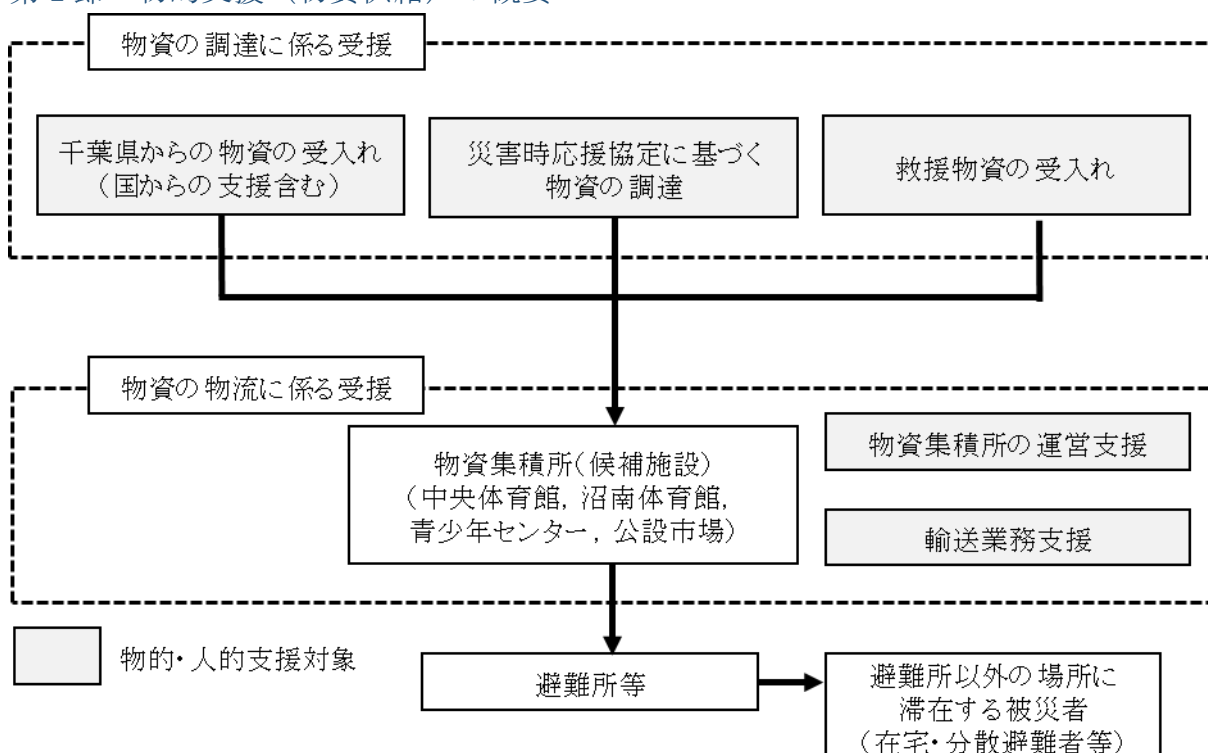
第4章 物的支援の受入れ

本市では、災害用備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や物流の復旧に時間を要する場合等において、物資が不足することが想定される。

また、過去の災害においても、必要な物資の不足や集積場所に物資が滞留し、避難所への配送が滞る等の混乱が指摘されている。

そこで、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

第1節 物的支援（物資供給）の概要



物的支援の概要図

経済産業部（物資医療チーム）は、本部長の決定を受け、食料・生活物資その他の物的支援の受入れ・管理を行うため、中央体育館、沼南体育館、青少年センター、公設市場のいずれかに、物資集積所を開設する。

第2節 物的支援の確保

物資需要に速やかに対応するため、民間企業等との協定等を活用し、必要な物資を確保するため、次のとおり実施する。

1 市備蓄品の活用

発災直後は、住民は自ら備蓄した食料・物資により生活するのを前提とするが、災害規模や被災状況等により、避難所等に避難した住民に対して、各避難所に備蓄

されている食料等の配布を行う。初動以降、経済産業部（物資医療チーム）は食料等を搬送する手配を行う。

2 協定等に基づく調達

経済産業部（物資医療チーム）は災害協定を締結している企業や団体からの物資提供及び発注による調達を行う。災害規模や被災状況等により、物資が不足する場合は、状況により、経済産業部（物資医療チーム）は災害協定未締結の民間事業者からの物資の調達を行う場合がある。

3 千葉県及び他自治体等からの支援

千葉県及び応援協定締結自治体等に必要物資提供の要請をし、調達する。

4 個人等からの義援物資

不特定多数からの義援物資等は、仕分け作業、在庫管理等に多大な労力及び時間を要するため、原則として受け入れず、可能な限り義援金での支援を広報する。

5 物資の集積場所

地域防災計画では、災害発生時に、調達した物資等や他県市町村からの救援物資を受け入れ・保管し、さらに各地域へ配布するための仕分け等を行うための物資集積所（候補施設）として、4か所を定めており、物資用として使用可能なヘリポート（臨時離着陸場）を9ヶ所定めている。このなかで、大堀川レクリエーション公園ヘリポートのみ、大型輸送ヘリコプター（陸上自衛隊）の離着陸が可能である。

第3節 想定される物的支援

表5-1 想定される物的支援（一例）

区 分	細 部 項 目
水・食料	☐ 食料（おにぎり，パン） ☐ 飲料水 ☐ アレルギー対応食料
生活用品	☐ 毛布，寝具 ☐ ティッシュ（ウェットティッシュ） ☐ 食器，はし ☐ カイロ ☐ 洋服，下着 ☐ 生理用品 ☐ 石けん，歯ブラシ ☐ タオル，洋服，生活雑貨 ☐ 仮設トイレ，簡易トイレ ☐ 投光器，発電機，暖房器具 ☐ ビニール袋 ☐ コードリール ☐ 段ボールベット，簡易ベッド ☐ 間仕切り用資材，簡易テント
高齢者・障害者・乳幼児用品	☐ 乳幼児・高齢者用食料 ☐ 粉ミルク，ほ乳瓶 ☐ 紙おむつ

※発災直後は、おにぎり，パン等，すぐに食べられる食料を必要とする。

※衣類，日用品等は全て新品とする。

(1) 物資集積所（候補施設）

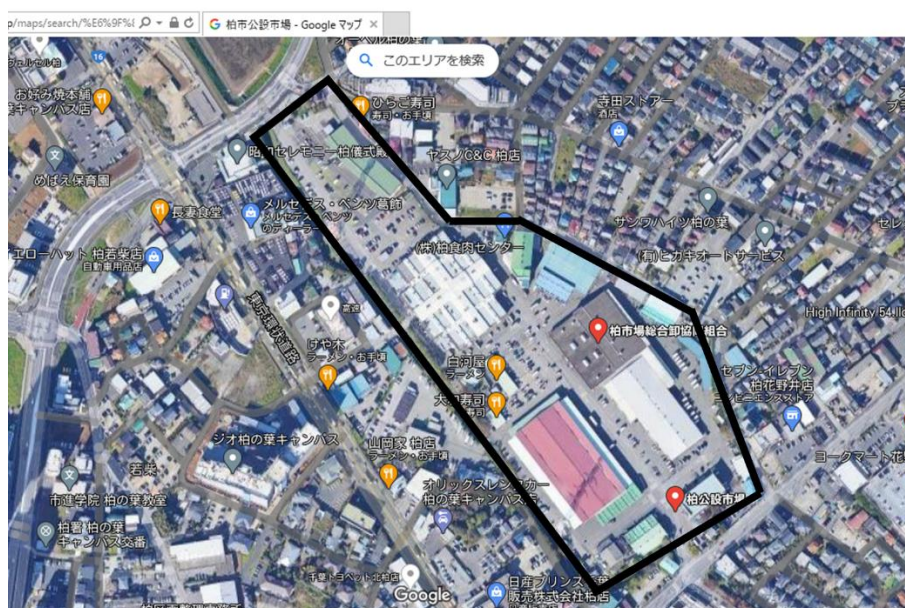
ア 【柏市中央体育館】



イ 【柏市沼南体育館】



ウ 【柏市公設市場】



エ 【柏市青少年センター】



(2) ヘリポート一覧

名 称	所在地	発着場の広さ	可能航空機（機種：陸上自衛隊）			
			小型(OH)	中型(UH)	中型(60)	大型(CH)
柏中学校 グラウンド	明原 4-1-1	110× 70	○	○	○	×
田中中学校 グラウンド	大室 250	110× 60	○	○	○	×
富 勢 運動場	根戸 507	110× 90	○	○	○	×
柏市利根 運動場	弁天下 地先	450× 75	○	○	○	×
名戸ヶ谷 小学校 グラウンド	名戸ヶ谷 474	70× 160	○	○	○	×
逆井中学校 グラウンド	逆井 555	105× 90	○	○	○	×
光ヶ丘中学 校グラウンド	光ヶ丘 4-23-1	110× 90	○	○	○	×
大堀川防災 レクリエー ション公園	篠籠田字 初音地先	300× 120	○	○	○	○
中原ふれあ い防災公園	中原 1-28	30×50	○	×	×	×
手賀の丘公 園運動場	片山 294	68× 120	○	○	○	×

第4節 物的支援の受入れ手順

1 必要物資の把握と不足する物資支援要請

経済産業部（物資医療チーム）は、各部局（応援受援窓口）、本部事務局（情報統制班）、各避難所等からの必要物資の情報を取りまとめ、ニーズを把握する。

本市の備蓄物資の供給を含めた上で千葉県を始めとした外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめる。

2 物的支援の要請

物的支援の要請についても、上記の結果に基づき、災害対策本部会議において本部長が決定し、初動要請は災害対策本部事務局が行う。

3 物的支援の受入れ・輸送

経済産業部（物資医療チーム）は外部から送られてくる支援物資を物資集積所に集積し、保管や仕分け等を実施する。また、経済産業部（物資医療チーム）は物資輸送協定締結先団体及び外部からの応援職員等の協力の下、支援物資を各避難所等に輸送する。

第5章 受援対象業務

1 受援対象業務選定の考え方

人的支援が必要となる業務を受援対象業務として整理した。

令和2年3月に策定した「柏市業務継続計画＜地震編＞」で定めた非常時優先業務（383業務（令和2年3月現在））のうち、各部局等の人員状況や過去の災害経験等を勘案して、受援対象と考えられる業務を選定（※）し、災害対応業務として、26業務、優先的通常業務として3業務、合計29業務を受援対象業務として選定した。

なお、消防局は、別途受援計画を策定しているため、受援対象業務の選定から除外した。

※ 受援対象業務の選定にあたっては、以下の条件により選定した。

- ・ 柏市業務継続計画＜地震編＞の人員分析により、フェーズ2（発災後～1週間）以降において、必要人員が10人以上必要としている非常時優先業務（災害対応業務及び通常業務）
- ・ 東日本大震災等過去の災害経験から受援が想定される業務
- ・ 上記2つの条件には該当しないが、各部局として受援が必要と想定される業務

業務継続計画の参加可能人数・必要人数

フェーズ	1				2	3	4
区 分	A ～3 時間	B ～12 時間	C ～24 時間	D ～72 時間	E ～ 1週間	F ～ 2週間	G ～ 1か月
参集可能 人員	561	943	1,216	1,971	2,115	2,273	2,273
非常時優先業務に 必要人数	1,793	1,899	1,554	2,330	2,440	2,175	1956
過不足数 (受援見 込み人 数)	1,232	956	338	359	325	-98	-317

※ フェーズ2までは、業務に必要な人数が不足し、フェーズ3以降は、受援がなくても業務が継続される状況になるが、フェーズ1での人員不足がフェーズ3以降に大きく影響するものと思われるため、受援は継続する。

2 受援対象業務の選定結果

各部局の受援対象業務数及び主な業務は以下のとおり。

(1) 各部局等の受援対象業務

部 局 等	受援対象業務		
	災害対応業務	通常業務	合計
災害対策本部	2		2
地区災害対策本部	※1 (1)		(1)
総務部	※2 (2)		(2)
企画部			
財政部			
地域づくり推進部	2		2
市民生活部	1		1
保健福祉部	3	1	4
保健所			
こども部	5	2	7
環境部	1		1
経済産業部			
都市部	5		5
土木部			
会計課			
水道部	3		3
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査事務局			
農業委員会事務局			
生涯学習部	2		2
学校教育部	1		1
中央公民館	1		1
合計	26	3	29

※1 地域づくり推進部の災害対応業務の中に含まれる。

※2 災害対策本部の災害対応業務に含まれる。

(2) 主な対象業務

		業 務 名
災害対応業務	広報・広聴	①災害に係る相談に関すること
	避難所の開設・運営	①避難所等の開設及び管理・運営，避難者の安全確保，食料及び救援物資等の受入れ配布，避難者への情報提供及び相談，避難所における要配慮者支援
	福 祉	①在宅避難の要配慮者への支援 ②災害時保育に関すること
	医 療	①災害拠点病院（東京慈恵会医科大学付属柏病院）の開設及び運営に関すること ②災害医療協力病院（9か所）の開設・運営及び被災者の医療・助産・救護，避難所等での保健活動に関すること
	保健衛生・防疫	①ごみの収集・処理に関すること ②動物救護活動等の実施に関すること
	交通・輸送	①緊急輸送道路などの通行確保に関すること ②道路・橋梁等の道路施設の災害復旧に関すること
	物 資	①集積場所の管理・運営及び義援品・救助物資等に関すること ②輸送拠点の管理・運営に関すること ③緊急生活必需物資及び食料品等の調達に関すること
	住宅・建築	①被災宅地危険度判定の実施に関すること ②応急仮設住宅の建設・管理に関すること ③被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
	ライフライン	①公共下水道の災害復旧，下水処理場及びポンプ場，下水水路，排水路の災害復旧
	経済・産業	①農作物，家畜等の被害調査及び被災者の救援に関すること
優先的通常業務		①固定資産税（土地・家屋・償却）の減免調査 ②精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・移送，市長同意，応急入院届出受理に関する業務 ③戸籍の届出に関する業務 ④埋火葬許可証に関すること ⑤戸籍の記載及び管理に関すること ⑥住民基本台帳の整備に関すること ⑦高齢者虐待等居室確保事業に関すること ⑧緊急ショートステイ利用に関すること

第6章 応援団体別の受援体制

地域防災計画に定められているとおり、大規模災害が発生し、本市が単独で対処することが困難であると判断された場合に、速やかに地方公共団体、消防機関、自衛隊等の各応援団体へ応援要請を行うため、要請内容や受入手順について、以下のとおり定める。

1 地方公共団体

(1) 自治体間相互応援協定に基づく受援

本市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、以下のような自治体間との災害時相互応援に関する協定を締結しているので、状況に応じて要請を行う。

協定名称	協定締結先
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村
災害時における東葛飾地域市間の相互応援に関する基本協定書	市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
災害時における相互応援に関する協定	茨城県水戸市、神奈川県綾瀬市、福島県只見町、青森県つがる市
中核市災害相互応援協定	全国各中核市（全国71市）

ア 応援要請できる内容

応援要請できる内容は、協定により異なる部分はあるが、概ね以下のとおりである。

- (ア) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (イ) 食料、飲料水及び生活必需物資また、その供給に必要な資器材の提供
- (ウ) 医療救護班の派遣、医療、貿易、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
- (エ) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (オ) ボランティアの斡旋
- (カ) 避難所、避難場所（収容施設）の提供
- (キ) 被災傷病者の受入れ
- (ク) 遺体の火葬のための施設の提供
- (ケ) ごみ、し尿等の処理のための施設の提供

イ 応援要請手続き

各協定の定めるところにより応援要請を行うが、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書送付するものとする。

ウ 要請事項

要請する事項は、協定により異なる部分はあるが、概ね以下の事項を明らかにして行う。

- (ア) 被害の概要
- (イ) 物資等の品目、数量、受領場所等
- (ウ) 活動内容、要請人数、活動場所、期間等
- (エ) その他必要な要請をするときは、要請の内容、活動場所、期間等
- (オ) その他必要な事項

※ 様式2 「各自治体に対する応援要請」

(2) 千葉県

本部長は、災害応急対策の実施のため、必要があるときは、災害対策基本法の規定に基づき、千葉県知事（以下「知事」という。）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

なお、要請は、以下に掲げる事項を明らかにして行う。

- ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

※ 様式3 「千葉県に対する応援要請書」

(3) 他の市町村

ア 被災市区町村応援職員確保システム

(ア) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

本市が被災した場合には、千葉県に対して応援職員が必要である旨連絡する。その後、千葉県が被災地域ブロック幹事都道府県（※1）及び総務省に対し、千葉県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難である旨連絡した場合、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣が、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（※2）において検討される。

同会議が、被災市区町村応援職員確保調整本部（※3）に対し、本市に関する収集した情報を報告し、同調整本部にて、対口支援団体を決定する（第1段階支援）。

(イ) 災害マネジメントの支援（「総括支援チーム（※4）」の派遣）

被災市区町村応援職員確保調整本部からの派遣の依頼を受けた地方公共団体から、総括支援チーム派遣のための調整が完了し次第、速やかに本市へ派遣される。

※1 地域ブロック幹事都道府県地域ブロック幹事都道府県

- ・ 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。

千葉県は、関東ブロック（東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県）に属している。

- ・ 地域ブロック幹事都道府県は、地域ブロック内の都道府県において年度ごとに輪番制で決められている。

※2 被災市区町村応援職員確保現地調整会議

同会議は、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により基本的に構成され、第1段階支援に関する調整、現地における情報収集、調整・収集した事項を被災市区町村応援職員確保調整本部に報告することを役割とする。

※3 被災市区町村応援職員確保調整本部

同本部は、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会により構成され、応援職員の派遣に関する情報の収集・共有、総括支援チーム（イ参照）派遣団体の調整・決定、対口派遣団体の調整・決定を役割とする。

※4 総括支援チームとは、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員（※5）等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

※5 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者であり、災害マネジメント支援員は、それを補佐する者である。

イ その他

中央連絡本部は、国内のいずれかの市区町村に対しても、災害応急対策の実施のため必要があるときは、災害対策基本法の規定に基づき市区町村に対し、応援を求めることができる。

2 消防機関

消防機関に係る受援は、千葉県内の消防力で対応できる場合は「千葉県消防広域応援基本計画」に基づくが、本計画では、柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合に発動される「千葉県緊急消防援助隊受援計画」、
「柏市緊急消防援助隊受援計画」等に基づく、緊急消防援助隊（※）の受援について整理されている。

※ 平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された部隊。

その後、平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

(1) 応援要請

地震、大火災等の大規模な災害が発生し、柏市内及び千葉県内応援部隊の消防力では十分な対応ができない場合、消防局は消防対策本部員会議において、緊急消防援助隊の応援要請を決定し、本部事務局へ応援要請決定の連絡を行った後、知事に対して要請を行う。

ただし、知事に連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して要請を行う。また、要請した段階で、本部長及び副本部長へ応援要請した旨の報告を行う。

(2) 受入準備

応援要請を行った後、以下の通り受け入れ準備を行う。

ア 応援部隊に提供する資料の準備

- イ 燃料補給体制及び食料品等調達体制の確保
- ウ 応援部隊到達ルートに係る優先道路の確保依頼
- エ 宿営場所の確保

(3) 宿営予定地域

連番	施設名称	所在地	車両駐車 可能数
1	大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音	50台
2	沼南体育館	藤ヶ谷1980-1	40台
3	あけぼの山農業公園	布施2005-2	25台
4	大津ヶ丘中央公園	大津ヶ丘2-1	25台
5	手賀の丘公園	片山275	220台

(4) ヘリポート一覧

第5章第4節5(2) ヘリポート一覧を参照

3 自衛隊

(1) 派遣要請の判断

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生するおそれがあり、応急措置を実施するため、必要があると認めた場合、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するように求めることができる。これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

また、通信の途絶等により、知事との連絡が不能な場合、市は自衛隊に災害の状況を通知することができる。通知を受けた自衛隊が、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合も災害派遣（自主派遣）が実施される。

(2) 派遣要請の手続

ア 知事へ要請する場合

本部長は、災害派遣となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣の要請を依頼しようとする場合は、本部事務局長（総務部長）に命じて、千葉県（危機管理課）に以下の事項を明記した文書をもって行うものとする（1部提出）。

ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する機関

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項

※ 「柏市地域防災計画資料6-3」自衛隊の災害派遣要請について

イ 本部長から通知する場合（知事へ要請できない場合）

緊急避難、人命救助等の場合で、事態が窮迫し、知事に要請する暇がないとき、若しくは通信の途絶等により知事への要請ができないときは、直接、陸上自衛隊需品学校（松戸駐屯地）へ通報する。ただし、事後速やかに所定の手続きを行う。

(3) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	・車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	・避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	・行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。
水防活動	・堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	・火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路等の交通路上の障害物の除去	・道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	・被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	・救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	・被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	・「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。
交通規制の支援	・車両の交通が輻そうする地点における車両を対象
危険物の保安及び除去	・能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
予防措置	・災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	・その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※ 防衛省防災業務計画による。

(4) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事からの要請に基づいて行われるのを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、以下のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがあるため、留意しておく必要がある。

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

エ 庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生した場合

(5) 受入体制の確保

知事への要請後、自衛隊から災害対策本部に連絡員が派遣されるので、当該連絡員と以下の内容について調整し受入体制の確保を行う。

ア 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対する救援活動の要請にあたっては、どのような分野（捜索救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

イ 活動拠点の確保及びヘリポート等使用の通報

本部長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通報する。

なお、活動拠点の確保にあたっては、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得ると共に、関係機関との連絡調整を実施する。

ウ 活動拠点一覧

連番	施設名称	所在地	連絡先等
1	海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷 1 6 1 4	04-7191-2321 (内) 2213
2	陸上自衛隊松戸駐屯地	松戸市五香六実 1 7	047-387-2171 (内) 203

エ ヘリポート一覧

第5章第4節5(2) ヘリポート一覧を参照

(6) 派遣部隊受け入れ

本部長は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣されたときは、部隊を受け入れる。その後、派遣部隊の到着後、千葉県（危機管理課）へ受入れた旨を報告する。

作業実施期間中、市は自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮するため、派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整を行い、作業の推進を図ることとする。

(7) 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣の目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合に、速やかに文書をもって知事に対してその旨を報告する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

4 医療機関

医療機関からの応援の受入れは、柏市救護本部（※1）が一括して行い、柏市救護本部に配置される地域災害医療コーディネーター（※2）の助言・指導のもと、被災の程度や各区の状態に応じて配置先等を決定する。

(1) 応援要請

ア 柏市医師会等への要請

救護本部は、必要に応じて、柏市医師会等の関係団体に医療救護班の出動を要請するほか、千葉県及び他の市町村等に医療救護班の派遣、その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

イ 千葉県災害医療本部及び合同救護本部・DMAT（※3）への要請

救護本部は、必要に応じて、千葉県災害医療本部及び合同救護本部へ医療救護班及びDMATの派遣を要請する。

(2) 応援受入れ

千葉県内外からの医療チーム等の受入れや派遣先の調整は、救護本部と千葉県災害医療本部及び合同救護本部（ただし、DMATについてはDMAT調整本部（※4））が行う。

※1 災害時の医療救護活動を推進するため、保健福祉部長を長として、本庁3F（302会議室）に設置される。

※2 災害医療及び市内の医療の実情に精通した医師の中から市長が委嘱し、医療救護班の編成・派遣、傷病者の搬送及び受入れの調整に関することなどについて助言・指導を行う。

※3 Disaster Medical Assistance Teamの頭文字をとって略してDMATと呼ばれており、医師・看護師・業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性をもった医療チーム。

※4 DMATの活動の指揮、消防・自衛隊等の関係機関との連絡調整などを行うために設置される。

第7章 災害ボランティアの受入れ

大規模災害時には、応援職員のみならず、災害ボランティアやNPO等からの支援も不可欠となり、ボランティア等と協力して、被災者への効果的な支援に当たることが重要となる。

第1節 柏市災害ボランティアセンターの開設

1 基本的な考え方

大規模災害発生後、必要に応じ、保健福祉部は、柏市社会福祉協議会と連携し、柏市災害ボランティアセンターを開設・運営することとされている。

また、避難所チーム（地域づくり推進部、市民生活部、こども部、学校教育部、生涯学習部）、災害復旧チーム（財政部、都市部、土木部、水道部）及び物資医療チーム（保健福祉部、保健所、環境部、経済産業部）は、災害対策本部が把握している市内の被災状況、交通・ライフラインの状況、各関係団体の活動状況等、柏市災害ボランティアセンター開設の有無に必要な情報を収集するとともに、速やかに柏市社会福祉協議会に柏市災害ボランティアセンター開設に関しての情報提供を行う。

また、避難所チーム、災害復旧チーム及び庁内全体の応援受援窓口は相互に協力し、ボランティア希望者からの問い合わせ相談、柏市災害ボランティアセンター開設に関する情報発信、提供に努めるものとする。

第2節 ボランティア等の受入れ

1 災害ボランティア受入れの流れ

柏市災害ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れのほか、被災者ニーズの把握、ボランティア関連情報の発信、コーディネート等を行う。

なお、開設・運営に係る手続等の詳細については、柏市社会福祉協議会が策定した「災害時対応マニュアル」で別途定めている。

2 専門ボランティアの受入れ

専門ボランティア関係機関等から応援の申出があった場合、庁内全体の応援受援窓口が取りまとめ、専門ボランティアの応援が必要な関係各部と連絡調整を行い、応援が必要な各部が受け入れる。

※ 主な専門ボランティア（例）

- ① 救急、救助
- ② 医療、看護
- ③ 土砂災害危険箇所の調査
- ④ 高齢者、障害者等の介護
- ⑤ 非常通信
- ⑥ 資機材の輸送、特殊車両等の操作
- ⑦ 外国語通訳
- ⑧ ボランティアコーディネーター等

3 NPO等の民間団体の被災者支援（例）

- (1) 遺留品洗浄（サルベージ）
- (2) 避難所支援
- (3) 入浴支援
- (4) 要配慮者のケア
- (5) 病院送迎，移動支援
- (6) 引越し
- (7) 心のケア
- (8) 元気づけの行事開催
- (9) 話し相手，相談，寄り添い支援
- (10) 買物代行
- (11) 通訳，翻訳，点訳，手話
- (12) 申請手続支援
- (13) 託児，学童保育支援
- (14) 機材提供
- (15) ペットの世話
- (16) 大工，住宅補修
- (17) 個別のニーズ対応等

4 情報共有会議の実施

被災者支援には行政，社会福祉協議会，NPO等の民間団体との連携が不可欠となるため，必要に応じ，活動内容の共有，被災地・被災者の課題共有等を目的とした情報共有会議を実施し，協力して被災者支援を行う。

第8章 受援力向上に向けた長期的な取り組み

第1節 受援計画の見直し

受援計画は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用して、国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正も含め、計画を絶対視することなく常に見直していく。その習熟のために、各部局等において作成しているマニュアル等に受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。

第2節 民間事業者との協力関係づくり

大規模災害時には、行政だけの力では到底全てに対応することはできない。また、民間事業者等は、専門的な対応力や機動力、被災者のきめ細かいニーズに対応できる等の利点がある。民間事業者等の力を最大限活用し、行政と民間事業者等が相互に得意分野を生かして役割分担することが効率的である。

また、大規模災害時において、円滑に支援を受けられるように、日頃から協力関係を構築するよう努める。

第3節 災害対策本部体制等の訓練・研修等の実施

今後、更に受援力を高めていくためには、定期的に職場内において行う図上訓練や研修等が重要となる。研修においては、大規模災害に対する職員としての心構えや責務、災害時にとるべき対応、市の体制等を確認する。災害時に行うべき業務のうち、応援を必要とする業務については、特に応援職員の視点で業務フローやマニュアルの確認、見直しをするとともに、現場における地理の把握等にも努める。

第9章 受援シート

発災時に迅速かつ円滑に応援を受け入れるため、受援対象業務ごとに具体的業務の内容や想定される応援要請先・協定締結先など応援要請に必要な事項、指揮命令者・受援担当者、応援職員等の活動拠点（執務場所）など受援に必要な体制を具体化したシートを作成した。

発災時には、本シートに基づき応援要請をすることで、受援の準備に係る時間が軽減され、応援職員等を効率的かつ効果的に活用することができる。

■ 受援対象業務一覧

連番	業務No	部局等	担当課	業 務 名	種 別
1	5	総務部	防災安全課	災害対策本部の運営	災害 対応 業務
2	22		行政課・ 給与厚生室	災害コールセンターの運営	
3	48	地域づくり 推進部	地域支援課	避難所運営	
4	51		スポーツ課		
5	71	市民生活部	沼南支所総務担当		
6	110	こども部	保育運営課	保護者への引き渡し	
7	112		学童保育課		
8	147	都市部	公園緑地課	避難所運営	
9	150		宅地課	被災宅地の危険度判定	
10	191	水道部	総務課	コールセンターの設置・運営	
11	218	生涯学習部	教育総務課	避難所運営（県立高校等）	
12	222		生涯学習課	避難所運営（青少年センター）	
13	222	中央公民館	中央公民館	避難所運営（中央公民館）	
14	234	学校教育部	学校教育課	避難所運営（小中高等学校）	
15	241	保健福祉部	高齢者支援課・ 障害福祉課	二次（福祉）避難所開設	
16	259	都市部	建築指導課	応急危険度判定実施本部の 設定・有資格職員の招集	
17	260			防災拠点施設の応急危険度 判定開始	
18	263	水道部	総務課・給水課	応急給水開始	
19	264			給水優先施設の給水開始	
20	272	こども部	保育運営課	公立保育園の活動資源の確保	
21	307	保健福祉部	高齢者支援課	避難所運営（柏寿荘）	
22	313		生活支援課	行方不明者の捜索開始	
23	317	こども部	保育運営課	保育の再開	
24	318		学童保育課	保育の再開	
25	323	環境部	廃棄物政策課	廃棄物自己搬入受付開始	
26	328	都市部	建築指導課	一般住宅の応急危険度判定開始	
27	121	こども部	保育運営課	保育園給食提供事業	通常 業務
28	190	保健福祉部	生活支援課	生活保護の執行管理事務	
29	289	こども部	保育運営課	公立保育園における通常保 育事務	